

砂川市条例第12号
令和8年3月18日

砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

(別 紙)

砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例

砂川市農業委員会事務処理手数料条例（昭和45年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）を次のように改める。

別表（第2条関係）

種別	単位	金額	摘要
現況証明書	1件1筆につき	3,500円	1筆増すごとに350円
現況証明書再交付	1件につき	400円	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。